

八戸市是川縄文館マスコットキャラクター「いのるん」の画像の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市是川縄文館のイメージアップ及び効果的なPRを図るため、是川縄文館以外の者が是川縄文館マスコットキャラクター「いのるん」の画像（以下、「マスコットキャラクターの画像」という。）を使用する場合の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(マスコットキャラクターに関する権限)

第2条 マスコットキャラクターの画像に関する一切の権限は、八戸市教育委員会是川縄文館に属する。

(使用の承諾)

第3条 マスコットキャラクターの画像を使用しようとする者は、あらかじめ館長の承諾を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) その他館長が承諾を要しないと認めた場合

(使用の申込み)

第4条 前条の規定による承諾（以下「使用承諾」という。）を受けようとする者は、是川縄文館マスコットキャラクター画像の使用承諾申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ館長へ提出しなければならない。その申込みの内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 企画立案書等マスコットキャラクターの画像の使用内容が分かるもの
- (2) 使用の見本又は広告の原稿等
- (3) その他館長が必要と認める書類

(使用の制限)

第5条 館長は、マスコットキャラクターの画像の使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾をしないものとする。

- (1) 個人若しくは団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 八戸市及び是川縄文館のイメージを損なうおそれのある場合

(承諾等の通知)

第6条 館長は、申込書が提出されたときは、その内容を審査し、是川縄文館マスコットキャラクター使用承諾通知書（別記第2号様式）又は是川縄文館マスコットキャラクター使用不承諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。この場合において、館長は、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 マスコットキャラクターの画像の使用に要する料金は、無料とする。ただし、掲載及び印刷等に要する費用については、前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(使用承諾の取消し等)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、使用者に対し、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他館長が適当でないと認めた場合

2 館長は、使用者にマスコットキャラクターの画像の使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(使用承諾を受けないで使用した場合の措置)

第9条 館長は、マスコットキャラクターの画像の使用承諾を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めるものとする。

(責任の制限)

第10条 前2条の規定により、マスコットキャラクターの使用承諾を取り消し、又は使用的停止を求めた場合に、マスコットキャラクターの画像を使用した者に損害が生じても、是川縄文館はその責めを負わない。

2 マスコットキャラクターの画像を使用した者が、マスコットキャラクターの画像の使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、是川縄文館は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(庶務)

第11条 マスコットキャラクターの使用承諾に関する事務は、是川縄文館において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月28日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。